

事務連絡
令和元年8月27日

津山市指定介護サービス事業者 各位

津山市環境福祉部
社会福祉事務所高齢介護課

令和元年10月介護報酬改定に伴う重要事項説明書に係る
利用者等への対応について

令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定によって、介護保険サービスの利用料金等が変更されることから、これに伴い、重要事項説明書の内容を変更し、利用者等への対応を要することが想定されます。

つきましては、令和元年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書に係る利用者等への対応については、下記のとおりとしますので各事業者の判断により手続に遺漏の無いよう適切な対応をお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、令和元年10月の介護報酬改定に係る事項に限定していますので、その他の事項につき変更がある場合は、従前通りの取扱いとなりますのでご注意ください。

記

重要事項説明書及び契約書の取扱いについて

令和元年10月の介護報酬改定に係る利用者負担額に関する事項のみについての変更の場合は、当該改定に係る変更が分かる書面を用いて利用者等へ説明し、十分に理解を得てください。その場合、同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないこととしますが、各事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録に残しておいてください。

【参考通知：介護保険最新情報 V o 1.366 平成26年4月1日 事務連絡】

＜対応の例＞

利用者負担額改定表を紙で配付する等を行った上で、利用者又はその家族へ説明し、理解を得る。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各事業所は以上の説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し残しておくこと。

問い合わせ先

津山市 環境福祉部
社会福祉事務所 高齢介護課
tel:0868-32-2070 fax:0868-32-2153
担当：伊東、影山、有元、芦田